

証票交付に関する留意事項

【立札及び看板の態様】

- 1 規格は、縦 150 cm、横 40 cm以内で、脚をつけた場合は、その部分も含みます。
- 2 事務所の実態がない場所（例：畑や空き地など）に掲示することはできません。
- 3 須賀川市選挙管理委員会が定めた表示（証票）をすること。
- 4 立札・看板は、政治活動のために使用されるものでなければならないので、記載内容、掲示の態様等が選挙運動にわたるものであってはなりません。

【立札及び看板の数】

公職の種類	限度数	備考
市長	6	◎ 1事務所ごとに、その場所において、通じて2枚まで（両面使用の場合は2枚とする）
〃 後援団体	6	
市議会議員	6	◎ 同一の公職の候補者等に係る後援団体が2以上あるときはすべてを通じて6枚まで
〃 後援団体	6	

※ 当該選挙の期日の告示日の前に掲示したものであれば選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに掲示することはできません。

【参考法令】

公職選挙法第143条、第243条

公職選挙法施行令第110条の5

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程